

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の 令和2年度活動団体募集について

令和2年3月12日  
千葉県里山林保全整備推進地域協議会

本紙は、令和2年3月12日時点で「森林・山村多面的機能発揮対策交付金実施要領」に基づき、令和2年度の本交付金活動団体を募集するために作成されたものです。

令和2年4月以降に上記要領の改正があり、本紙の内容とそぐわない点が生じた場合、改正後の上記要領に基づき活動団体を募集することになりますので、あらかじめご了承ください。

## （事業の趣旨及び目的）

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

とくに、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

本交付金は、このような集落周辺の森林の保全・整備・活用について、地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化するための地域活動に要する経費に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。

本交付金を活用したい活動組織は、本紙に基づき期日までに申請してください。

## 1 申請するための条件

### 活動組織

地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた方（3名以上）で構成。

国の実施要領に基づいた活動組織運営規約が定められ区分経理がされていること。  
千葉県内に事務所を置いていること。

代表者が定められていること。（代表者は会計責任者を兼ねることはできません）

国の要領等に定められている書類の調製・整備と事業終了後も定められた期間書類等の保管ができること。

会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的、継続的に活動できること。

### 対象森林

活動面積は0.1ha以上であること。

活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること。

・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。

森林経営計画が策定されていない森林。

・申請時に森林経営計画が策定されていない森林であっても、交付金の事業実施期間内に策定されると、当該森林での活動は交付金の対象外となります。森林経営計画の策定状況については、市町村及び森林所有者の方に必ず確認してください。

## 2 対象活動

地域環境保全タイプ：集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密度に侵入した竹林の整備・駆除に向けた取組

森林資源利用タイプ：間伐材、シイタケ原木生産等の未利用資源の利活用活動

森林機能強化タイプ：歩道・作業道の作設・補修活動

## 3 事業期間

申請の採択通知日から令和3年2月28日まで。

採択通知日は、6月上旬頃を予定しています。

## 4 国交付単価

種類	単価	対象活動
活動計画作成費 (初年度のみ)	112,500 円 (上限)	現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ		
1 里山林保全	120,000 円/ha	雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、活動成果のモニタリング、傷害保険等(以下「これらの活動に必要な調査研修等」という)
2 竹林整備等	285,000 円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理、これらの活動に必要な調査研修等
森林資源利用タイプ	120,000 円/ha	雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な調査研修等
森林機能強化タイプ	800 円/m	歩道・作業道の作設、改修、傷害保険等
資機材の購入	1/2 以内(一部 1/3 以内)	上記 ~ の取り組みを行うにあたり必要な資機材の購入・設置

1つの活動組織あたりの交付金の上限は、500万円/年です。

～ の同一年度、同一箇所での重複適用は認められません。

は、または の活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができます。

～ については、国のほか、県・市町(一部)からも交付金が交付されます。

県・市町の交付金の額の見当は、国交付金の1/3程度です。

活動地を所管する市町が交付しているかどうかは、各市町にご確認ください。

## 5 交付金の使途

区 分	使 途
~	人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします）、燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・チャップス・事務用品等の消耗品、郵便料、書籍、委託料、印刷費等
	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、苗木、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費 パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です

## 6 交付金の活用にあたっての主な要件

本交付金申請に際しての申請書類様式並びに事業実施に際しての各種要件については、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」（H25.5.16 制定 25 林整森第 74 号）及び当地域協議会が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について」等で申請前に必ずご一読ください。

林野庁（実施要領等）<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

地域協議会（要領の運用について）<http://chiba-satoyama.net/kyogikai/>

### [必須活動]

(1) 3年間の活動計画書に基づく継続した活動。

- ・3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。

- ・現行の上記要領では、本交付金の実施期間が令和3年度までとなっております。本交付金制度が令和3年度に終了した場合、活動計画書に記載した令和4年度以降の活動については交付金による支援がないものとなりますので、ご注意ください。

(2) 年に最低1回の安全講習の実施及び傷害保険への加入、安全装備の整備。

(3) 活動の目標と活動結果のモニタリング方法を決め、モニタリング結果を毎年度報告すること。

### [利用協定]

(1) 活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書を作成していること。

- ・活動終了後おおむね5年を経過するまでの間は交付金事業を実施した森林を森林以外の用途に転用する行為や立木の全面伐採除去等を行わないように明記し、森林所有者の同意を得る必要があります。

## [注意事項]

- (1) 交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所の面積です。協定を締結した森林の面積ではありません。また、協議会事務局が行う現地の調査に伴い申請者が本来想定していた活動タイプや面積を変更いただく場合があります。
- (2) 交付決定額は上限額です。最終的な交付額は、活動終了後に提出していただく活動記録及び金銭出納簿、及び現地確認結果等をもとに算定した金額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。
  - ・活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については交付の対象外です。
- (3) 3年間の活動計画期間中の活動組織についても、毎年度交付申請手続きが必要です。
- (4) 同一活動地で同一活動タイプを4年以上継続する場合は、原則として4年目以降の活動について申請は採択されません。ただし、台風15号被害等により活動計画書どおりに進捗が図れなかった場合は、被害処理等に限定して継続採択される場合があります。

## 7 申請手続きの流れ

- (1) 交付金を活用したい活動組織は、まず活動予定森林のある市町村の担当課に、以下についてお問い合わせください（特に新規申請の活動組織は、以下の問合せに時間を要すことをお見込みの上、期限に間に合うよう手続きを進めてください）。
  - その市町村で本交付金事業を実施しているか。
  - 事業を実施したい森林において森林経営計画が策定されているか。
  - その他、森林法等において土地利用上の制約がないか。
  - ・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。
- (2) 新規申請の活動組織は、地域協議会に連絡し、事業を実施したい森林が申請予定の活動タイプに適しているかどうか、あらかじめご相談ください。
- (3) 申請書類を作成し、提出期限までに活動森林の所在する市町村に提出してください。
  - ・様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。
  - ・事業内容及び申請事務についての説明会を下記のとおり開催します。新規申請の活動組織は参加が必須です。

令和2年3月12日（木）	13時～	ちば里山センター（袖ヶ浦市）
令和2年3月13日（金）	13時～	森林会館（千葉市）
- (4) 提出書類一覧  
「令和2年度交付金申請に係る手引き（地域協議会作成）」に記載のとおり

## 8 提出期間及び提出先

- (1) 提出期間 令和2年4月15日～4月30日（必着）
- (2) 提出先 活動予定森林のある市町村

## 9 その他

(1) 市町村を經由して地域協議会に送付された申請書類等をもとに、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適当と認められるか審査を行います。結果はすべての申請者に通知します。

(2) 採択となった場合でも、交付決定額（採択通知書に記載の額）は、採択申請した額より減額となる場合があります。

(3) 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県（森林課及び林業事務所）に情報提供を行いますのでご了承ください。

(4) 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やQ & A等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等からご覧になれます（適時更新をしています）。

(5) 令和2年度追加募集については未定です。

## 10 本交付金に関するお問合せ先

千葉県里山林保全整備推進地域協議会 事務局（NPO法人ちば里山センター内）

住 所 〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

電 話 0438-62-8895

U R L <http://chiba-satoyama.net/kyogikai>（様式、記載例及びQ & A等）

本交付金事業は各都道府県において林野庁に承認された地域協議会が国等からの交付金を受け、活動組織に対する交付金の交付を行っています。